

## 「庭路樹」による住環境マネジメントの展開に関する研究

代表 木下 勇 (千葉大学大学院園芸学研究科 教授)

委員 柳井 重人 (千葉大学大学院園芸学研究科 准教授)

### 【研究報告要旨】

本研究では「庭路樹」という概念を用いて、沿道空間の民有地側の庭や鉢植え等の緑環境の公的役割を明らかにして、公と私の間領域の景観や緑環境、その他コミュニティの課題解決に向けた住環境マネジメントの役割と応用の課題を明らかにすることを目的としたものである。概念整理と先進事例やモデル地区での調査やアクションリサーチを通して、以下の点が明らかとなった。

①「庭路樹」は公と私の間領域として新しい公共による景観と住環境のマネジメントのツールとなる。②全国には「生垣」に特徴のある事例も少なく、それらは地域の風土、生活様態を反映して現在も残っている意義ある住環境であり、庭路樹としても優れた例と言える。また新たな住宅地開発においても道路と敷地の境や建物セットバックとあわせて緑化の仕組み（協定や地区計画）を設けて良好な住環境を形成している例もある。③景観や環境問題への貢献のみではなく、所有者のみならず歩行者にも心の安らぎや四季折々の自然観、そして人々のコミュニケーション、近隣関係を回復する心理的、社会的な効果を有す。④庭路樹の整備活用については、所有者および歩行者とも肯定的な意見がほとんど多くを占める。⑤庭に着目してそれらを共有の資源として訪ねたりする、アクションリサーチ、ワークショップなどの活動を通して、庭を介在した景観整備すなわち庭路樹への意識が醸成される。アクションリサーチとして実施した中で、住環境マネジメントへの展開の有効性も示された。⑥庭路樹の推進には、空地等を活用したコミュニティ・ガーデンと組み合わせることで苗の供給基地としての活用と、そこを拠点としてコミュニケーションを活性化することで、住環境マネジメント組織の育成にも有効となる。⑦高齢化で庭の維持管理が困難となり、また相続時には庭が失われ開発が進行するという課題に対して、受け皿となる実行団体を組織し、特定公益増進法人等と連携したトラスト活動など現在の制度下の中での保存と公益的活用を担う住環境マネジメントのシステムを整備していくことが求められる。